

家畜衛生だより

平成29年10月 第13号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

管内で抗菌剤の残留事故が多発しています!!

動物用医薬品が基準を超えて残留した生産物が流通してしまった場合、食品衛生法違反となり回収・廃棄となるだけでなく、県民に対し違反が公表されます。

動物用医薬品を正しく使うことは、安全・安心な畜産物を生産することに直結します。

使用基準を守り正しく使用すれば残留事故は防げます。

👉動物用医薬品は添付文書に従って使う!

- ・添付文書をよく読み、記載されている使用方法を必ず守る。
特に注意する点は、医薬品の**用法・用量、休薬・使用禁止期間**です。
- ・使用基準を守らなかった場合、薬機法83条の4第2項違反となります。
(罰則: 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科)



👉動物用医薬品の使用記録をつける!

- ・いつ、どの蜂群に、何を使ったという記録をつけ、これを家族・従業員などと共有する。(例: 日報、カレンダー)
- ・薬を使った蜂群には印を付け、区別できるようにする。

👉現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の4製剤です

薬剤名	使用期間	注意事項
みつばち用アピテン	7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
タイラン水溶散	週1回を3週間	投与期間や投与後28日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない
日農アピスタン	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
アピパール		

投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)

- ・みつばち用アピテンを専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留(3tを回収)。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください